

## 栃木県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく栃木県職員措置請求について、同条第4項の規定により、監査した結果を次のとおり公表する。

令和5（2023）年1月10日

栃木県監査委員 森 澤 隆  
同 鎌 形 俊 之

### 栃木県職員措置請求監査結果

#### 第1 請求の受付

##### 1 請求人

宇都宮市若松原3丁目14番2号 秋元照夫税理士事務所  
市民オンブズパーソン栃木 代表 高橋 信正

##### 2 請求書の提出日

令和4（2022）年12月8日

##### 3 請求の内容

請求人提出の栃木県職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置請求の内容は、次のとおりである。

##### (1) 主張事実の要旨

令和3（2021）年度にとちぎ自民党議員会（以下「本件会派」という。）に支出した政務活動費のうち、(2)の表に記載のものについては、以下の理由により違法・不当な支出である。

##### ア 社会通念上の妥当性を欠く支出であること

世界平和連合、世日クラブ（世界日報社が発行する世界日報という新聞の愛読者有志で作る任意団体）、天宙平和連合（文鮮明・韓鶴子夫妻によって創設され、ピースロードという自転車イベントを実施している）は、いずれも世界平和統一家庭連合（以下「旧統一教会」という。）の関連団体である。旧統一教会は、全国霊感商法対策弁護士連絡会が取り組んだ28件の民事訴訟において、違法な献金勧誘行為等が認められており、その中には組織的不法行為を認定して民法第709条に基づく不法行為責任を認めた事例も存在している。

政治の世界でも、旧統一教会との関係が次々と問題にされ岸田文雄首相は、自民党と旧統一教会との関係を絶つことを表明するに至った。

また、文部科学省は、宗教法人法第81条第1項第1号から第4号に該当する事由があるとの疑いが認められた場合に行使できる報告質問権を行使しており、解散命令に該当する事由が存在すると疑うに認められると判断したことになる。

以上のとおり、旧統一教会は、その活動の違法性が認定されており、被害も深刻で、問題が社会的に認知されるに至っている。

栃木県議会が定めている栃木県政務活動費マニュアル（以下「マニュアル」という。）では、対象となる政務活動について「会派が計画した会派（その所属議員を含む。）による調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、各種会議の開催等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動であれば該当する。」としている。

また、執行に当たっての原則として「政務活動は会派の自発的な意思に基づき行われるものであるから、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、政務活動に要した費用の実費に充当することを原則とする。」としている。

なお、留意事項として「栃木県政務活動費の交付に関する条例第8条に規定する政務活動の趣旨（県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動）に適う運用（政務活動との関連性及び有用性）に留意する必要がある。」とし、「すべての経費（特に飲食を伴う会合）について社会通念上の妥当性の観点から充当することの適否を判断する。」としている。

以上から、政務活動費の執行にあたって社会通念上の妥当性が認められなければ違法不当となることは明らかである。

本件各支出については、旧統一教会の活動の違法性は、既に司法判断が出されており、行政においても解散命令に該当するような問題点の存在が疑われるとの判断に至っている。そして、政治の世界においても旧統一教会と決別するとの判断がなされていることから、旧統一教会の関連団体に関連して支出した経費に政務活動費を充当することは、社会通念上妥当なものとは評価することはできないため、政務活動費を充当することは違法不当である。

#### イ 私的経費としての支出であること

マニュアルでは、「団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席に要する経費」は、政務活動費の充当が不適当な「私的経費」に当たるとしている。

また「会議費」のうち「議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席に要する経費」は「その他政務活動費の充当に適さない経費」に該当するとしており、この趣旨は、調査研究費における交通費においても妥当する。

ある団体が実施する行事に、関連団体の役職者が参加することは多々あることで、世日クラブや天宙平和連合が開催する行事に、世界平和連合栃木県連合会の代表を務めていたX議員が参加したのは、議員の資格ではなく、同連合会の代表の資格で

参加したとみるのが自然である。

また、ピースロード出発式に短期間のうちに2回出席していることについても、関係者から日頃のボランティア活動の話聞き、意見交換を行ったとするが、同じ団体であれば、どちらかに出席すればこと足りることから、関連団体の代表として「顔を出した」と見るのが自然である。

以上のとおり、本件各支出は、同連合会の代表の資格で参加したことに関わる経費で、私的経費であることは明らかであり、本件各支出に政務活動費を充当することは違法不当である。

## (2) 措置請求の内容

監査委員は、知事に対して、令和3（2021）年度分として本件会派に支出した政務活動費のうち、下表記載の金員を県に返還させるための必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

支払日	費目	金額
令和3年4月18日	調査研究費（ガソリン代）	370円
令和3年7月17日	調査研究費（ガソリン代）	111円
令和3年7月25日	調査研究費（ガソリン代）	2,960円
合計		3,441円

## 4 監査委員の除斥

本件措置請求については、地方自治法（以下「法」という。）第199条の2の規定により、三森文徳委員及び琴寄昌男委員は監査手続に加わらなかった。

## 5 請求の要件審査

本件措置請求について、法第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和4（2022）年12月15日に所定の要件を具備しているものと認め、受理を決定した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項及び監査対象機関等

令和3（2021）年度一般会計議会費の交付金のうち、本件会派に対する政務活動費の支出を監査対象事項とし、それらの事務を所管する議会事務局総務課（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関とした。

また、本件会派を法第199条第8項の規定による関係人とした。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定による陳述の機会について、令和4（2022）年12月13日に請求人に意向を確認したところ、陳述の機会は求めない旨、口頭で回答があった。

また、新たな証拠の提出はなかった。

### 3 監査対象機関等の説明・意見

議会事務局の関係職員（以下「関係職員」という。）から、監査対象事項に係る関係文書、証拠書類その他必要な資料の提出を求め、慎重に監査を行った。

#### (1) 事務局監査

令和4（2022）年12月15日から、議会事務局が整理保管している支払いに関する証明書その他の証拠書類の写しの確認を行っていたところ、12月19日付けで令和3年度政務活動費収支報告書等修正届が提出されたことについて報告があった。そのため、当該修正届提出後の対応状況について12月20日に書面により照会し、12月21日付けで回答があった。

#### (2) 監査委員監査

令和4（2022）年12月26日に監査委員監査を行った。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

監査対象機関に対する監査の結果、次の事実を確認した。

県は、本件会派に対し、令和3（2021）年度政務活動費として79,237,850円を交付したが、本件措置請求において返還の対象としている政務活動費3,441円を減額修正する令和3年度政務活動費収支報告書等修正届が令和4（2022）年12月19日付けで本件会派から議長あてに提出された。

このため、議会事務局は、当該修正届に基づき本件政務活動費相当額3,441円の返還を求めるとの所要の手続きを講じ、これに基づき本件会派が12月20日に返還を行ったことを、納入通知書兼領収証書の写しにより確認した。

#### 2 判断

請求人は、令和3（2021）年度分として本件会派に支出した政務活動費のうち、本件各支出については、政務活動費を充当することは違法不当なことであり、県に返還を求めることを主張している。

しかし、本件政務活動費相当額3,441円は、令和4（2022）年12月20日に本件会派から返還され、県の歳入として受け入れたことが認められたことから、県が返還を求めるべき支出は存在しない。

#### 3 監査の結果

以上のことから、法第242条第1項の要件を欠くに至ったと判断し、本件措置請求は、これを却下する。